

令和3年余市町議会第3回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
 延 会 午後 2時08分

○招 集 年 月 日

令和3年9月13日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年9月13日（月曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋 美奈子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○出 席 者

余市町 長	齊藤 啓輔
副町 長	細山 俊樹
総務部 長	須貝 達哉
総務課 長	増田 豊実
企画政策課 長	阿部 弘亨
地域協働推進課 長	北島 貴光
財政課 長	高橋 伸明
民生部 長	上村 友成
福祉課 長	中島 紀孝
子育て・健康推進課 長	芹川 かおり
保険課 長	中島 豊
環境対策課 長	成田 文明
経済部 長	渡辺 郁尚
農林水産課 長	奈良 論
商工観光課 長	橋端 良平
建設水道部 長	千葉 雅樹
建設課 長	篠原 道憲
下水道課 長	水野 貴司
教育部 長	中村 利美
社会教育課 長	浅野 敏昭

○事務局職員出席者

事務局 長	羽生 満広
主 任	細川 雄哉
書 記	小林 宥斗

○欠 席 議 員 （0名）

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 議案第 1 号 令和 3 年度余市町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 4 議案第 2 号 令和 3 年度余市町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 3 号 令和 3 年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和 3 年余市町議会第 3 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 17 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 6 件、認定 1 件、他に一般質問と議長の諸般報告及び行政報告です。

○議長（中井寿夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 13 番、安久議員、議席番号 14 番、大物議員、議席番号 15 番、中谷議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8 番（白川栄美子君） 令和 3 年余市町議会第 3 回定例会開催に当たり、9 月 10 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催され

ましたので、その審議経過並びに結果について私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 6 件、認定 1 件、一般質問は 9 名により 10 件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より 9 月 15 日までの 3 日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 1 号 令和 3 年度余市町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 2 号 令和 3 年度余市町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、議案第 3 号 令和 3 年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 6、一般質問は、9 名による 10 件です。

日程第 7、議案第 5 号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 8、議案第 4 号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 9、議案第 6 号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 10、認定第 1 号 令和 2 年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、議長

と議会選出の監査委員を除く議員15名で構成する令和2年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しまして審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から15日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から15日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいた

します。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、8月27日に開催されました各常任委員会並びに議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、岸本好且議員、副委員長、内海博一議員。

民生環境常任委員会委員長、中谷栄利議員、副委員長、茅根英昭議員。

産業建設常任委員会委員長、藤野博三議員、副委員長、山本正行議員。

議会運営委員会委員長、白川栄美子議員、副委員長、大物翔議員。

以上のとおりそれぞれ選任されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 株式会社余市振興公社の清算結了について。

株式会社余市振興公社の清算結了について行政報告いたします。株式会社余市振興公社につきましては、本年3月29日開催の臨時株主総会において令和3年3月31日をもっての解散が決議され、この間清算人を選任しての清算事務が執行されていたところではございますが、このたび当該清算事務が完了したことから、事務処理の経過及び結

果についてご報告を申し上げるものであります。

清算事務においては、官報への解散公告の掲載を皮切りに諸債権の取立て及び諸債務の支払い、資産の売却などが行われ、その結果残余財産の額は3,371万1,149円と確定したところであります。これを受け、清算人より株主に対し株主総会の決議事項であります決算報告及び清算事務報告書に関する提案書を発したところ、令和3年7月30日、議決権を有する株主の全員より賛成の意思表示が得られたことから、会社法第319条第1項の規定に基づき同日付をもって本件を可決する旨の総会決議があったものとみなされたところであります。

その後は令和3年7月30日付での清算終了登記、さらに8月17日には関係行政庁に対し清算終了及び事業廃止に係る届出がなされ、これをもって清算事務が完了となったものでございます。

なお、残余財産3,371万1,149円につきましては、各株主の保有株式数に応じて配分され、本町への分配金の額は2,129万1,252円となっております。

以上、株式会社余市振興公社の清算終了についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第5号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施いたします各種事業の補正計上と余市協会病院バス路線運行維持

対策に係る補助金の補正計上、さらに新型コロナウイルスワクチン接種に係る追加経費の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、過年度分の国庫負担金等の精算に伴う返還金の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、健康管理システム改修委託料の補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、北海道の補助制度を活用して実施する多面的機能支払交付金事業の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、補正予算額3億5,212万1,000円を既定予算に追加した予算総額は99億6,468万4,000円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第5号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細については担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,212万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,468万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。2段目でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額1億2,618万3,000円、24節積立金1億2,618万3,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金105万1,000円、教育施設建設整備基金積立金10万7,000円と余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1億2,502万5,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額1億3,949万円につきましては、ふるさと納税に係る経費として11節役務費607万円、12節委託料1億1,869万円、13節使用料及び賃借料973万円の計上と18節負担金補助及び交付金500万円につきましては、余市協会病院バス路線運行維持対策事業補助金の計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額4,672万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の計上でございます。10節需用費1,025万9,000円につきましては、主に防災活動支援事業に係る消耗品費の補正計上でございます。11節役務費8万8,000円につきましては、成人式感染対策事業に係る通信運搬費の計上でございます。12節委託料103万4,000円につきましては、成人式インターネット配信業務委託料19万8,000円、図書館に設置いたします公衆無線LAN設置委託料83万6,000円の計上でございます。13節使用料及び賃借料110万4,000円につきましては、図書館パワーアップ事業に係る電子書籍使用料等の計上でございます。

17節備品購入費1,343万8,000円につきましては、公共的空間安全安心事業、防災活動支援事業に係る備品購入費の計上でございます。18節負担金補助及び交付金2,080万円につきましては、ポストコロナ型事業創出支援補助金120万円、交通事業者支援事業助成金1,600万円、幼稚園・高等学校支援事業助成金360万円の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目社会福祉施設費、補正額52万4,000円、10節需用費52万4,000円につきましては、雪害により破損いたしました豊浜生活改善センター外壁の修繕費の補正計上でございます。

6目心身障害者対策費、補正額88万円、22節償還金利子及び割引料88万円につきましては、障害者自立支援給付費に係る平成30年度、令和元年度の国庫、道費負担金の返還金の計上と令和2年度障害者自立支援医療費国庫負担金返還金、道費負担金返還金の計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、補正額3,132万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の追加計上でございます。内訳でございますが、1節報酬119万4,000円、3節職員手当67万3,000円、4節共済費18万3,000円、8節旅費3万9,000円、10節需用費60万円、11節役務費3万6,000円、12節委託料2,860万4,000円の計上でございます。

7目保健健康推進費、補正額190万1,000円、12節委託料190万1,000円につきましては、健康管理システム改修委託料の計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額ゼロ円につきましては、寄附に伴います財源の組替え計上でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額78万9,000円、18節負担金補助及び交付金78万9,000円につきましては、多面的機能支払交付金の補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額500万円、12節委託料1,701万9,000円につきましては、橋りょう補修調査設計委託料の計上でございます。14節工事請負費836万円の減につきましては、豊浜橋架替工事の減額補正でございます。18節負担金補助及び交付金365万9,000円の減につきましては、豊浜橋水道管等移設補償工事負担金の減額補正でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額19万8,000円の減、4目図書館費50万円の減につきましては、新型コロナウイルス対策事業費への歳出科目の組替えによる減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額2,820万1,000円、1節保健衛生費国庫負担金2,820万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,800万6,000円、1節総務費国庫補助金1,800万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額449万1,000円、1節保健衛生費国庫補助金449万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金363万円と健康管理システム改修費補助金86万1,000円の計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額59万1,000円、1節農業費道補助金59万1,000円につきましては、多面的機能支払事業補助金の計上でございます。

6目商工費道補助金、補正額2,500万円、1節商工費道補助金2,500万円につきましては、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金の計上ござい

ます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億2,502万5,000円、1節総務費寄附金1億2,502万5,000円につきましては、5,324件の余市町ふるさと応援寄附金でございます。

3目教育費寄附金、補正額10万7,000円、1節教育費寄附金10万7,000円につきましては、教育施設整備寄附金といたしまして高田幸雄様からの10万円と匿名の方からの6,014円でございます。

4目民生費寄附金、補正額105万1,000円、1節民生費寄附金105万1,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして一般財団法人北海道信用金庫ひまわり財団様からの100万円と匿名の方からの5万1,000円でございます。

5目衛生費寄附金、補正額2万9,000円、1節衛生費寄附金2万9,000円につきましては、イオン北海道株式会社様より2万8,535円の環境対策事業寄附金でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額1億3,449万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1億3,449万円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う繰入金の計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額960万6,000円、1節繰越金960万6,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額52万4,000円、1節雑入52万4,000円につきましては、豊浜生活改善センター外壁補修に係る公有建物共済保険共済金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。22款町債、1項町債、5目過疎対策事業債、補正額500万円、1節過疎対策事業債500万円につきましては、橋りょう

補修整備事業債の増額計上でございます。

次に、地方債につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、橋りょう補修整備事業債、補正前限度額3,140万円、補正後限度額3,640万円。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 大きく分けると2つだったのですけれども、まず1つ目としてプレミアム付商品券の話だったのですけれども、歳入のほうで道支出金としてお金は来ていて、商工の補助金ということで計上はされているのですけれども、歳出のほうにそれが見受けられないものですから、ただ商品券自体前に議決をしておったと思うので、振り替えたのか、上積みしたのかがちょっと分からないなという。取りあえず積んでおいて、12月だとかいつもまとめて減額補正をかけるタイミングでそれを処理するからこういう形になっているのか、そこが見えないなというのを教えていただきたいのが1つと、あと商品券に関連してだったのですけれども、一応以前議決をした際には10月頃からというお話だったかに記憶しておるのですけれども、ちょっといろいろ状況変わってきているのもあるのですけれども、予定どおり進めていく方向で今の時点で変わらないという判断でよろしいのかどうか2つ目でございます。

それと、3つ目、これ予算書に上がっていないのですけれども、先ほど町長のほうから行政報告ありまして、公社の清算が完了したよということであったのですが、質疑のタイミングなかったものですから、ここでちょっと聞かせていただきました

いのですけれども、清算が終わったよというのは分かるし、余市町は公共の組織ですので、それがお金をいただいたとしても恐らく税金はかからないかなと思うのですけれども、民間の出資者のほうは、一般的に言えば個人がどこかの会社の株を買って、100万円で購入したと。それは120万円で売りましたといったら20万円の利益に対して税金課せられるようになっていっていると思うのですけれども、三セクの場合これは非課税になるのかなという、その辺の確認をしたかったのがあります。

それと、その分の、余市町に来た分のこのお金というのは今回は計上されていませんけれども、いつ頃計上する予定なのかなというのが1つ。

もう一つは、計上するとしたらどういう計上の仕方をするのかなと。私も三セク清算に関する戻しの予算書ってちょっと見たことないものですから、どういう処理を最終的にしていくことになるのかなというのをついでに伺いたいと思います。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員からのプレミアム商品券に関するご質問、そして振興公社の清算に関わるご質問でございましたけれども、予算措置の仕方等々につきましては私ではなく、財政課長からご答弁があるかと思っておりますけれども、まず10月1日から始めるのか、予定どおり10月から始めるのかということでございますけれども、変更するものではありませんで、10月1日から販売いたしますよということで町広報のほうにも折り込みを入れてございます。

次に、振興公社でございます。出資者のみなし配当に関するご質問かと思っておりますけれども、当然出資した金額より多く戻っている形になりますので、その益金に相当する部分につきましてはみなし配当ということで課税されるものでございますので、会社の清算業務の中でその部分も納税する処理は行ってございまして、ただ地方公共団体、余市町に配分されたものにつきましては非課税ということでございます。

○財政課長（高橋伸明君） 14番、大物議員の予算に関する関係のご質問にご答弁申し上げます。

まず、プレミアム付商品券事業の道補助金の取扱いについてでございますが、これにつきましてはさきに歳出予算につきましては予算計上させていただいている部分の財源の振替という形で、今回は国、道支出金の中に歳入として盛り込まさせていただいているところでございます。

続きまして、振興公社の清算金の取扱いでございますが、お話ありましたとおり、今回予算のほうには計上してございません。今想定してございますのは、公社に対する出資の清算ということで、財産収入という形で収入、予算計上を今後計画してございます。予算ですので、当然歳入と歳出、同額ということになりますので、その清算金の取扱いについてはただいまちょっと検討している部分でございますので、その辺がまとめ次第予算のほうは提案させていただく形になるかと思っております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時41分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして令和2年度の国、道支出金等の精算に係る返還金の補正を行うものでございます。

なお、歳入につきましては、令和2年度の国庫支出金及び支払基金交付金の精算による追加交付のほか、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ754万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,516万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額754万円、22節償還金利子及び割引料754万円につきましては、令和2年度の介護給付費と地域支援事業費に係る国、道支出金等の精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、本ページの上段をご覧ください。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額303万円、2節過年度分303万円につきましては、令和2年度の介護給付費負担金の精算による追加交付の計上でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額305万6,000円、2節過年度分305万6,000円につきましては、令和2年度の介護給付費交付金の精算による追加交付の計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額145万4,000円、1節繰越金145万4,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（水野貴司君） ただいま上程されました議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしまして、歳出におきましては施設管理費に係る修繕費の増額補正を行うものであります。詳細といたしましては、下水処理場の自家発電装置の修繕であり、当該機器は耐用年数が通常15年とされ、下水処理場の供用開始時から既に32年が経過しており、これまで適正な保守点検を行い、施設の適正な運転及び管理を図ってまいりましたが、月例点検時において自家発電装置が起動しない不具合が発生したことから、業者に原因を調査依頼したところ、点火装置及び付随する制御装置に不具合が確認され、点火装置については応急的に中古部品で対応修理し、現在は起動いたしますが、処理

場の運転に支障を来さぬようその他の不具合箇所に対しても速やかに修繕を行いたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、補正に伴います財源の不足分につきましては、これを繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以下、議案第3号を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,741万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をご覧ください。3、歳出、2款事業費、1項公共下水道事業費、2目施設管理費、補正額1,320万円、10節需用費1,320万円につきましては、修繕費の増額補正であります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,320万円、1節繰越金1,320万円につきましては、補正に伴います財源を繰越金に求めるものであります。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（吉田 豊君） なぜ財源を繰越金に求め

たのか、そこをまずひとつお聞きしたいです。私の考え方とこの補正予算がちょっと考え方が異なっていると。間違っているとは言わないですけども、間違っているものではないのだけれども。基金を取り崩すということ考えなかったのか。多額のこれ修繕費です、いわゆる。緊急も要するものであるのであれば、基金を取り崩して、積み戻しをするという手法もあったのではないかと。監査委員の例月検査では、5月の出納閉鎖のとき4,903万8,713円の残があるわけです。そのうち地財法の7条に基づく積立金二千四百五十何万円か、それ積み立ててしまうと、使用することのできるお金はいわゆる2,500万円で、今例えば補正予算の額をその分使うとすれば、繰越しの額というのは1,300万円しか残らないと。そうしたら、今そういうこととしていって、また違うものが現れたら、繰越金で対処できなくなったら、結果的には基金を取り崩すということにならないの。だから、手法がちょっと違うというようなことがまず1つです。それは考え方です。

それから、もう一つ、それをすることによって、多額のこういう修繕費のものを余市町であれば産業建設常任委員会とか、そういうところに頭出しぐらいはしておかないと、ほかのものは違います。一般会計の財政の財調だとか減債基金だとかふるさと納税だとか、そういうものは完全に用途が決まっているから、いいのだけれども、これを繰越金をそういうふうにしてしまうと、ちょっと考え方としてはああ、そうかとすぐ分かったというふうにはならないのだ。だから、その辺どういうふうに考えているのか。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時23分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

2番、吉田議員への答弁を求めます。

○下水道課長（水野貴司君） まず、答弁に先立ちまして、貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

2番、吉田議員のご質問に答弁申し上げます。今回の補正予算の財源でございますが、議員ご指摘のとおり、今後の特別会計の運営を考えたとき、基金の使用目的を十分考慮した中で予算措置してまいりたいと考えますので、ご理解願います。

続きまして、2点目の所管の委員会への報告についてということでございますが、今後所管の委員会への報告を議会と協議しながら取り進めてまいりたいと考えますので、ご理解願います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和3年第3回定例会に当たり、さきに通告しました質問1件について答弁を求めます。よろしく願います。

住所登録情報の確認を促すことについて伺います。現在住所には町名、街区符号、住居番号ないし枝番が割り振られているわけなのですが、半世紀近く前などでは住居番号がなく、帳面上は〇〇町〇〇丁目〇番など2種類のみで、現在もそのまま登録がなされているケースが幾つもあると聞きます。こうした情報はふだんは特段に意識することなく日常生活を営むことができますが、相続書類や経年的な福祉サービスを受けている場合の現況届の確認作業などで時々混乱が生じることがあります。本来はこうした情報が修正登録され、更新されていることが行政上も住民が手続などの際に混乱を避ける上でも大切なのですが、何しろふだんは生活上不便を感じないばかりに、そのまま忘れられてしまいがちです。そして、いざ相続手続の書類や現況調査の書類を提出し、確認をする際に修正手続や再確認作業が発生するなど、余裕がないときに大変な思いをするケースがあると聞きます。行政は、法令上こうした情報の修正をする際に強い行政指導を行う権限は持ってはおりません。しかしながら、広報などを通じて今から備えておきませんかなどといった具合に確認と手続を促すことは、十分に可能であると考えます。誤解なくスムーズに物事が進められることがお互いにとって最良であると考え、以下伺います。

1つ、本町で住居番号ないし枝番が割り振られ始めたのはいつからか。

2つ、まほろば地域など比較的新しい居住地域ではなく、昔から存在する居住地に登録不一致の

状態が多いと思うのですが、実際はどうか。

3つ、行政指導ではなく、促しとして情報の更新、修正を住民に求めることについて。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

1点目の住居番号ないし枝番が割り振られた時期に関する質問ですが、本町では住居表示法による住居番号は採用していませんが、昭和30年に宇名区域を廃止し、新たに町名区域にしたものが現在住所地として表示されているものと認識しています。

2点目の登録不一致の状態に関する質問ですが、住民票登録住所と実際の地番との不一致の状態については、現状では確認することが困難と考えています。

3点目の情報の更新、修正を住民に求めることについては、住民票登録住所はご本人の申請に基づき登録しており、おびただししい過誤がない限り本人の自主的な申請により更新、修正していくものと考えています。

○14番（大物 翔君） まず、上から順番にいきます。

昭和30年という随分前のことでありますけれども、そのまま例えば町名をつけなくて、何とか町、3桁とか4桁の数字で何とか番地というふうに表記しているところも結構あると思うのです。逆に住宅開発が進んでいく中で換地をしたりしたなどの際に何百何十番地から何丁目何番地というふうに振り替えていったりするケースというのはあると思うのですけれども、確認は困難であるというふうに言っていましたけれども、ただ随分あるだろうなど。といいますのも、余市町、歴史が古いものですから、ある方に聞いたら、蝦夷地開拓法に基づきこの土地を取得したというふうなことがやっぱり書類上載っていたりする土地もあるのだという話を聞いたことがあるのです。やっぱり古い町ほどこういうケースって多いと思う

のです。逆に住宅開発が非常に盛んな地域とかだと割とコンスタントに見直しをしていったりしているのですが、こういう混乱って避けたりするのはすけれども、あまりそういうことしない地域というのはやっぱり古い住所がそのまま残っていることが多いと思うのです。やっぱりこういう状態というのはあまり、本人から申請してもらわない限りどうしようもない話なのですけれども、結構トラブルになるなということと、あと確認作業に行政も手間取られてしまうなというのを感じたのです。実はこの質問の発端になったのも、とある生活相談だったのです。児童手当の現況届を出したら、役場のほうから申し訳ないのだけれども、ここに書かれていない方、一緒に住んでいらっしゃるいませんかという電話があったと。何のことかねと思って確認をしても、当然自分が書いた以上の人は住んでいないわけなのです。最終的にその書類はちゃんと受理されて、そのままいったのですけれども、その相談者の方は例えば全く関係ない人が自分の家に住所登録をしていて、夜中にいきなりピンポンされて、ここ私の家ですと言われたら怖いということで、調べてくれないかと言われたのが話の発端だったのです。結局そういうことはどうやらなかったみたいなのですけれども、ただ結局その世帯主さんのほうに聞いてみたら、そのおうちというのが50年近く前に建てられたおうちだったのです。その、相談してくれたのはその娘さんに当たる方だったのですけれども、ご結婚されて、実家を出られて、その後住んでいらっしゃる親が高齢になったのもあって、同居してという。だから、お子さんと孫さんは今の新しい住所にちゃんと登録されているのだけれども、ご存命の親の住所が古いままだったという。これもやっぱり、その辺というのが住宅地図など見たりしていても途中までは数字載っているのだけれども、それ以降載っていないのです。例えば何丁目何番までしか載っていないくて、最後の3つ

の目の数字が振られていないものだから、ひょっとしたら書類では振られているのかもしれないけれども、すると突き合わせなどの作業している際に書類上は隣の家であってもあれ、同じ家に住んでいる人というような、ではそれはどうなのだという確認を今度していかなければいけないという手間も中で実は発生しているのではないかなと。私はその相談者の方にはもう解決したから、半年ぐらいかけてでもいいから、親のほうも大分高齢になってきているから、相続なんかも想定して、今から書類の修正、そろえ直しをしていったほうがいいと思うよと言って、ゆっくりかけてやるというふうになったのですけれども、だからそういうことというのはやっぱり間々起きるし、これって確認するのも大変だよなという。本人は全然気がつかないわけですから、だから大丈夫ですかという促しをしてあげることが必要なのではないかなと。強制はできないのですけれども。お互いにそういう手間を省いていってあげる、それが実はそんなに目立たない話なのだけれども、意外だと思います。だから、そういう促しを進めていってあげることがやれるのではないかなと。やったほうがいいと思うのですということで質問したのですけれども、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほどの答弁のとおりでございまして、ご本人の申請に基づいて登録しているので、おびたしい過誤がない限り自主的な申請により更新していくものであると考えております。

○14番（大物 翔君） そのきっかけをつくってあげませんかという話をしているのですけれども。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

担当課にも確認しましたがけれども、特段大きな問題が生じているというような事例が特にありま

せん。もしあるのであれば、個別具体的に相談に来ていただければと思います。

○14番（大物 翔君） そうですね。でも、今のところトラブル起きていないからいいのではなくて、起きる前にやっておいたほうがいいのではないかいという話が1つと、あと相続という意味でいけば、今回そこまで聞こうとは思っていなかったのだけれども、不在地主さんの土地登記、これも結構問題になると思うのです。持ち主のもとと親が持っていた土地なり建物があって、その相続者というのが結局転勤族とかの関係でずっとあちこち引っ越しをしていっていると。本当は引っ越しをした際に直した住所ちゃんと申請しなければいけないのだけれども、余市町原簿には昔の住所のまんまになってしまっているというので確認をしていかなければいけないということだっけ起き得ると思うのです。だから、登録情報は持っているはずなのに、何かトラブルがあったときに本人に連絡がつけられないとかということも間々あると聞くのです。それは、確かに個別具体的な話なのですけれども、起きるたびにやっていたらやっぱり大変だよなと。そんなにお金もかからないし、そこまで手間もかからぬと思うのです。例えば私例題として広報でやったらどうだいと言ったけれども、わざわざお金かけなくたって余市町公式ラインもあるわけなのです。そこに大丈夫ですかというふうに載せてあげるだけでもいいわけではないですか。確かに全町民が登録しているわけではないから、一部にしかいかないのかもしれないけれども、それでもそうやって流してあげることでそれがきっかけになって、例えばお子さんは隣の町に住んでいるかもしれないけれども、登録していればそこに情報が行くから、親のところにところで大丈夫かいというふうな促しが生じる可能性が出てくる。必要ならでは手続きしましょうかという話になる。だから、こういう流れってつくってあげることができると思うのです。やるデ

メリットは、特にないと思うのです。だから、そういう細かいことだけれども、お尋ねしていくということも一つやっぱりお互いトラブル起きないようにするための予防線にもなるし、そういうことでもちゃんと行政というのは気がついて対応してくれるのだなという、役場の日常、ふだんの信頼というものを高める上でも私役に立つと思うのですけれども、どうでしょう。そんなに手間かからないと思うのですが、やってみませんか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

きちんと論点を明確にしてほしいのですけれども、本件は特段問題が生じているという認識ではありません。住居表示制度に関しては、そもそも制度趣旨を理解していただきたいと思うのですけれども、例えば札幌市とか旭川市とか北海道内というと大都市によって都市開発が進んで、枝番をつけていかないと誰がどこに住んでいるか分からなくなったという場合においてやっているわけです。本町はそういう制度趣旨に基づいて例えば登町333番地とか、そういう番地がついている人のところに何人か住んでいたとしても、個人の人を特定できるわけですから、そういう場合に関してはやっていないというようなそもそもの制度の趣旨が全く異なりますよねという話なのです、これは。だから、特段促して枝番つけましょうということが何らかのメリットがあるわけでもないですし、デメリットがあるわけでもないし、どっちでもいいのです、はっきり言って。ですから、本人の申請に基づいてやっているということなだけであります。今回のケースは、例えば余市町の例えば登町333番地に何十人か住んでいたときに子供の手当の支給するに当たって所帯の所得が変わるともちろん全ての計算変わってきますから、確認する中で生じたということであって、制度の趣旨を申請者が理解されていなかったということも一つと、あとは住所の地番については申請する方の思

いですとかこの地番がいいとかこの地番がいいというのがありますから、こちらからももちろん強制はできませんし、促すことのメリットもデメリットも特にないかなというふうには思っています。そもそも制度の趣旨が大都市と余市町では違いますよという話です。ちなみに言うと、北海道内でも枝番、住居表示制度を取っているのは大都市を中心にしてすけれども、41自治体であって、23%ぐらいというふうになっており、小さい自治体では特段不備を感じないのか、そういうことは取られていないというのが現状であります。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号16番、山本議員の発言を許します。

○16番（山本正行君） 令和3年余市町議会第3回定例会において、さきに通告した一般質問1件です。町長には答弁のほどよろしくお願いします。

防災無線の早期整備について。平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震から3年の歳月が経過しました。改めてお亡くなりになりました皆様に謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に見舞われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、北海道全域において発生したブラックアウトは地震発生後約11時間続き、町民も不安な時間を経験しています。

さて、少し前ですが、余市町都市計画マスタープラン策定に当たって住民意識調査を行っておりますが、その中で都市防災について必要なことについて問うと、54%の方が防災情報の周知、共有

を要望しています。私はこのような町民の要望や昨今の多発する災害状況を鑑みると、一刻も早く防災無線の整備が必要と思われるが、町長の考えについてお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁します。

防災情報の伝達につきましては非常に重要なものと捉えており、防災無線の導入には8億円から16億円ほどの費用が試算され、現在通信事業者による携帯電話不感地域の解消や町内全域をカバーする光ファイバー網の拡大事業が進められていることも踏まえ、地形的要因や高気密住宅にあって確実に情報伝達が可能となるようIP通信網を活用したシステム等について調査を進めています。現時点におきましてはヤフーとも連携した防災アプリヤフー防災速報による発信を行っているとともに、防災情報のみならず様々な情報発信として余市町公式ラインを活用し発信していることから、公式ラインの利用者増に向けさらなる周知を図っていきます。

○16番（山本正行君） ただいま答弁いただきました。少し時間いただきますが、お話を若干させてもらいたいと思います。

この防災無線の早期整備について、なぜこのようなタイミングで私がお話をするかと、質問するかといいますと、過去を振り返ってみると余市町においては昭和37年8月でありますが、台風9号で8月2日から夜半にかけて降り出した雨が4日までに270ミリを超えると、こういう大惨事が過去に起きております。このときの写真を見ると、余市駅前周辺が全体が水浸しになっていると。こういう災害も過去には経験をしております。そんな中で、最近の状況であります、ついこの間、7月ですか、静岡県熱海において総雨量400ミリ以上の雨量が、雨が降りまして、それに伴っての土石流による災害等が起きております。こんなを見ますと、いかにして災害がいつどこで起きるか、

そういうこともなかなか予測のできない状況になっております。さらに調べていきますと、この余市町であった台風のときの270ミリという雨の総降水量であります、余市川に特化して見ますと、余市町水防計画の中にある警報発令の基準であります1時間当たり50ミリ、1時間の雨量が50ミリを超えたら大雨による浸水被害の警報の一つの基準になっていると。そうしますと、昨日あたりも、先ほど町長からもあったように、ヤフーのほうの大雨情報なんか見ますと一時的に余市も1時間32ミリの雨が降るといような予報まで出ています。幸いにして雨はあまり多くなかったのですが、そういうのを見ていくと、この防災無線の関係は、今町長からあったとおり、16億円のお金がかかるということで、そうではなく、ヤフーの情報やIPを活用した情報、さらにはラインなどる検討はしますよということでもあります。それはこの令和3年度の予算編成に当たっての町長の執行方針の中にも最新の技術の状況を踏まえ効果的で効率的な情報伝達の整備に向け引き続き検討を行いますということで町政執行方針にも書かれておりますので、まさしく今いただいた答弁がこれに基づいたものであろうというふうに思います。

そこで、先日も若干お話をしたのですが、私も齊藤町長が3年目になって振り返っているという、そういう「3年目の振り返り」というタイトルの見出しのインターネットでいうノートドットコムページだと思うのですが、これを少し見させていただいたら、非常に分かりやすく書いてありました。「3年を振り返って」、そのタイトルの中で、1つ目は1年目はどうであったのかというのを書かれています。1年目は畑を起こして種をまく、播種が1年目である。2年目はその種から出た育苗、苗を育て上げると。そして、3年目は開花すると。花が咲くと。そこでそのノートは途切れていまして、その後続いた文章は皆様の評価はいかがでしょうかというコメントになってお

ります。それで、私はここにあって自分で赤字で入れたのが4年目は収穫かなと。そうすると、今回のこの防災無線の関係も防災無線という設備ではなくしてでもいいのですが、何らかの形で災害がいつ起きる、どこで起きるか分からない、そういう中での情報伝達網の整備はもうそろそろ4年目の収穫の時期に入っているという認識の中で今回質問をさせていただいております。また、今年は総合計画の、来年からスタートですか、総合計画を策定するのに先日も委員会から答申があったみたいです。そんなことも踏まえて、来年度からスタートする新総合計画にきっちりリンクをさせて、計画を実行すると。まさしく町長の言う収穫の年ではないかというふうに思いますので、ぜひともこれについて町長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

防災に関しては非常に重要な分野だと思っております。情報伝達の重要性については何度もこの議会でも答弁させていただいております。情報伝達の手段に関しましては、念頭に置いている防災無線というのは従来型のやつだと思っておりますけれども、それについては非常にコストが高いということで、何度も同じ、別の会でも議会でも答弁させていただいておりますけれども、新しい技術がどんどん進んでいますから、それを活用して情報伝達するのが合理的でしょうという話で答弁させていただいております。今日も朝方雨降っていましたが、ヤフーの防災アプリで昨日も余市町が何ミリ以上降りますということがあるのであれば通知が来ますし、今朝も正確に、出勤する頃、8時30分頃ですけれども、あと20分で雨がやみますと正確な予想が出ているわけです。ですから、ある程度最新技術によってどの程度の雨量があり、災害が起り得るかというのは予測できるようにはなっておるわけです。こういうのも踏まえまし

て、防災アプリ、皆さんに入れてくださいねというお願いをしたり、ライン、皆さん入れてくださいというお願いをしているわけです。ラインに関しては、防災アプリは私が就任前からありましたけれども、ラインに関しましては就任後に入れた案件でありますので、こういう防災アプリですかラインなど有効に活用しながら当面は情報伝達をするというのが非常に合理的でないかというふうに考えているわけです。

○16番（山本正行君） 今る町長からも答弁があったのですが、やはり私も昨日の夜でもそうですが、ヤフーのアプリでそういう防災の関係の情報なども自分自身も確認をしたりしております。そんなことで、最終的に従来型の無線にこだわるということでは、私もそこまでしつこくこだわるという考えではありません。ただ、やはり町民が安心して安全に暮らすために、いつ起こってもいいようなと言ったらおかしいのですが、備えておけば何とかというふうにもよく言いますので、備えあれば何とかと。そういうことを考えますと、やはり確かにお金はかかると思っています。ただ、ほかの自治体を含めて考えてみますと、防災無線のついている自治体は結構あると思っております。そんなことを踏まえて、余市町はそこについては少し遅れてきているのかなと、そんな思いもありますので、今回あえて「防災無線」というタイトルで出させていただいておりますが、これはやはり災害があったときの情報伝達をいかにするかということに特化しなければ駄目だろうというふうに思っておりますので、情報を何回私がここで訴えても同じことであるので、この程度で終わりますが、ぜひとも町長においては来年改選期に当たるという1年前の折り返しにも入っておりますので、あと残り1年というときに入っておりますので、最後のラストスパート含めて……最後ではないですね。ラストスパートということで、ぜひとも町民のために頑張ってください、この情報伝達の

重要性の認識も十分しているということで答弁をいただきましたので、私としてはぜひともそういう方向で花を咲かせる意味で収穫、刈取りをするという年を令和4年に向けて明確な位置づけをしていただきたいというふうに考えておりますので、ぜひとももう一度思いのほどを答弁いただいて、終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん防災の分野は非常に重要だということも私も認識しておりますし、もちろん情報伝達の分野は大変重要です。従来型の例えば戸別受信機とかに関して言いますと、整備がされているのは人口規模が小さい自治体でありまして、近隣でいうと積丹ですとかですけれども、明らかに余市とは人口規模が違うので、そういう全世帯整備できるところについてはついていると思っております。他方で、人口規模が大きくなってきますと戸別受信機を全部配るとするのは現実的ではなくなってくるというわけで、大都市では戸別受信機は整備されていないということが結構多いというふうに思っています。例えば札幌市だって完全に防災無線、戸別受信機はやっていないというようなことは聞いております。防災に関しては、いずれにせよ情報伝達に関しては、先ほど来申し上げていきますとおり、現代的な意味で非常に効果的な伝達方法がどんどん生まれてきていますので、それを有効に活用しながら情報伝達に努めていくとともに、情報伝達以外の分野に関しましても広域で支え合うというようなことも重視しておりますし、様々な場面で防災に関しては力を入れて住民の安全を確保するための施策をやっていきたいと考えているところであります。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わりました。

次に、発言順位3番、議席番号9番、寺田議員の発言を許します。

○9番（寺田 進君） 令和3年余市町議会第3回定例会に当たり、さきに通告しております1件について質問を申し上げます。

防災ガイドマップ及び避難行動について。先月西日本を中心に記録的な大雨が降り続き、各地で河川氾濫や土砂崩れなど広範囲で大雨による被害が相次いでいます。近年は地球温暖化により線状降水帯の発生頻度が増え、規模が大型化してきており、佐賀県嬉野市では半年分に相当する雨の量が8日足らずで降ったことが分かっております。こうした水災害に備えるため、各地では流域治水といった対策や堤防の強化、ハザードマップの見直しなどが進んでいます。余市町においても10月上旬より新しい防災ガイドマップが各家庭に配布される予定と「広報よいち」で案内されました。以下、防災ガイドマップ及び避難行動、避難所等について伺います。

①、余市川の洪水浸水想定区域図において浸水の深さの表示に誤りがあったため新たに作成とありますが、避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所の変更はないのでしょうか。

②、今までの防災ガイドマップで避難場所等が地区別に案内されておりますが、町民にはそれぞれの災害のときの避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所はどのように伝えているのか伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の質問に答弁します。

1点目の余市川洪水浸水想定区域図の修正については、浸水した場合に想定される水深の表示に誤りが判明したものでありますが、洪水浸水想定区域の範囲については変更が生じていないため、このたび取り壊した潮見会館を除き避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所の変更はありません。

2点目の避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所の周知については、修正された防災ガイドマップを町民へ全戸配布し、ホームページ等への情

報の掲載、さらには区会連合会や防災関係機関と連携を図りながら引き続き避難訓練や勉強会など機会を捉えて広く町民へ周知を図ります。

○9番(寺田 進君) 水災害の場合は気象情報等の発達により数日前から降水量や台風の進路など多くのことが分かりますので、早めの行動が命を守る鍵となります。気象庁は住民が取るべき行動として警戒レベルを5段階で表示します。自治体もこれに準じて警報を発表すると思われませんが、防災ガイドマップの中にも町からの避難情報がなくても危険を感じたら避難をしますとありますが、住民は具体的にどの時点でどこに避難行動を起こせばよいのかお知らせください。

○町長(齊藤啓輔君) 9番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

新たに避難行動のほうは気象庁のほうから改正されまして、それによりますと1から5段階まで、御存じかと思いますが、ランク、レベル分けで変更されました。段階の3に関しては、高齢者が避難を開始すると。そして、4になると避難指示ですので、このときには必ず避難しているというような状況です。ですから、3から4のところ具体的な行動するということになります。

○9番(寺田 進君) 風水害、土砂災害のふだんの備えの中に、ガイドマップの中に避難所や避難経路の確認をしてくださいとあります。ガイドマップの風水害、土砂災害の避難場所等一覧を見ると、大川地区、黒川地区については洪水のときは一か所も実は避難所がございません。私今回のこの質問するのに際して、区会長を含む数十人の方からお話を伺いました。残念ながら明快に指定避難所が分かっている方はお二人でした。近くの指定避難所について、全ての災害に対応していると勘違いされている方もおります。特に大川地区、黒川地区は洪水の指定避難所がないわけですが、36年、37年の洪水を経験されている方は2階に避難すればいいのではないと言われる方もいらっ

しゃいました。いざ災害に直面すると、心の状態を保とうと自分にとって都合の悪い情報を無視したり、置かれた状況を楽観視してしまう正常性バイアスや、いざというときに一人で動き出すのは不安ですし、それが正しいかどうか分からないので、周囲の動き、結果として周囲が動くのを待とうとする多数派同調バイアスなどの心理が働き、結果として逃げ遅れるケースが発生しています。人命を守る要は自助ですから、何か起こったら素早く行動に移せるよう日頃からの訓練、さらに地域の中で日頃から声を掛け合う、地域で支え合う共助の力、この力を最大限に発揮するため行政の明確な情報を基に地域住民による訓練が最も大切だと思われませんが、これについての見解を伺います。

○町長(齊藤啓輔君) 9番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

自らふだんから啓発ですとか、自助というふうにおっしゃいましたけれども、防災意識を高めておくことは非常に私としても重要だと思っていて、その点は意見に相違は特にありません。

○9番(寺田 進君) もう一つ私も気になったのは、残念ながら特に大川地区、黒川地区、それに、要するに町の中心の地区です。もともとここに利便性の上から住民が多く集まっているかと思われまして。ただ、残念ながらその中に洪水の場合の避難所がないと。なおかつ、どこに避難をしたらいいか明快な動きが分からないという方が多数いらっしやるわけです。そういったことについて、先ほど町長も区会等で新しいマップはしっかり内容含めて配布させていただきませうというふうにおっしゃいましたが、なかなかそういう情報が伝わっていないのが現状ではないかなというふうに思われるわけです。そういうことを踏まえて、ある意味では大きく分けた地区ごとに新しくまた、恐らくきっと、私新しいガイドマップ拝見していないので、何とも言えないのですけれども、以前の

ガイドマップだと現実には避難所等の一覧は地区ごとに載っておりまして、マル・バツで該当しているかどうかが出ておりまして、ある意味ではそれだけなのです。地区に洪水で全部バツがついていると、ではこの地区の人はどこに行けばいいのかということは一切出ていないし、伝わっていないのが現状ではないかなというふうに思われるのですが、この辺新しいガイドマップではどのように伝えるのか、また新しい方法があるのか伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

新しいガイドマップは浸水の深さのレベルが間違っていたと先ほど答弁したので、その部分の数値を訂正するということというふうに聞いていますので、指定避難所に関してはこのガイドマップの最後のページのマル・バツがついていますけれども、それと同じものが配布されるということで聞いています。新しいやつも同じような形でマル・バツで表示されるということです。いずれにしても、情報の重要性は先ほど来申し上げているとおり、様々な場面で周知、啓発していくことが重要だというふうに思っていますので、様々な機会を捉えて周知していくということでございます。

○9番（寺田 進君） 2018年に近畿地方に襲来した台風21号、2019年に東日本に襲来した台風15号、19号は各地に甚大な被害を与えましたが、気象庁による予報は極めて正確で、例外的な措置を取ってまで惜しみなく最大限の警戒を呼びかけてくれました。各地で河川の氾濫被害が相次ぎましたが、多くはハザードマップで想定された被害でした。しかし、甚大な被害が出たのは避難の問題があると考えられるからだと思います。気象庁からも特別警報が発令され、自治体から避難勧告、避難指示が出て避難行動に結びついていないということです。これには避難の対象となる地域が

広過ぎる、自分事として考えられないという問題があったとされます。自治体としても可能であるならば本当に避難してほしい地域にピンポイントで呼びかけをしたいに違いありません。過去にあった様々な災害を検証して、世帯ごと、地区ごとのリスクアセスメントを行い、どのようなリスクがあるのかを平常時に認識をし、非常時にはピンポイントでアラームを出して、本当に避難すべき人に避難行動を呼びかけられるようにできればよいと思われませんが、町としての見解を伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ピンポイントでのそれぞれ個別の人に避難の情報を伝えるということは現実的かどうか、現実的ではないかということとなかなか現実的にできる部分ではないと思いますけれども、先ほど来申し上げているとおり、情報周知は必要だと思いますので、引き続き周知を図っていくということでありませう。

○議長（中井寿夫君） 寺田議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位4番、議席番号11番、茅根議員の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 令和3年第3回定例会における2件の一般質問をさせていただきます。町長におかれましては要を得る答弁、よろしくお願ひします。

件名、新型コロナウイルス対策としての動画配信について。2020年からの新型コロナウイルスと

の闘いが長期戦の様相を呈しています。企業のテレワーク、学校のオンライン授業、病院の遠隔診療等、新型コロナの影響により日本の至るところでそうした実験的な取組が生まれ、これまで無理だと言われていたことが実現しており、オンライン化の動きもその流れです。北海道内の各自治体でも動画配信等、ICTやAIの議論や活用が行われております。本町でも今まで会議等でも様々な議論がなされました。まちづくり協議会の審議の中では、協働できる人づくりとして開かれた行政やYouTube配信による情報発信もあります。コロナ禍での行動様式の変容や働いている人が傍聴に來れないこと、また若者の観点などからYouTube配信による情報発信が必要だと思えます。もちろんこの論点は先般まちづくり協議会で審議されていることでもあります。以下のことについての見解をお伺いいたします。

①、他町村での自治体や会議での動画配信の今までの動向について。

②、近郊の自治体での低予算での動画配信やまちづくり協議会での審議内容について。

件名2、並行在来線の課題と対策について。北海道新幹線並行在来線対策協議会でも今まで様々な議論がなされ、新たな収支見直し、予測の公表、3通りの予測、転換バスルート等会議が数回にわたり開催されております。そこで、以下の質問いたします。

①、今までの会議内容について。

②、今後の対策と課題について。

③、余市小樽間での新しい取組について。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の動画配信に関する質問ですが、関連がありますので、一括で答弁します。

新型コロナウイルス対策として、昨今国や道などの会議やセミナーにおいてはオンラインでの開催が主流となっています。さきに行われた本町のまちづくり協議会においては、本町が保有するシ

ステムを利用したオンライン方式と実際の会場での対面方式で、いずれかを委員が自ら選択して、参加できるように実施いたしました。都合により参加できなかった委員については、後刻その協議内容を見られるよう動画配信をしており、会議での密を避けることや子育てや仕事など場所や時間の制限のある方にも参加しやすいように配慮したところです。成人式などについても動画配信を行っており、動画配信は今後情報伝達の主要なツールになるものと考えておりますし、町民への開かれた行政参加に資するものと考えます。また、まちづくり協議会の提案の中に動画については議会のYouTube配信が書かれています。

次に、並行在来線の課題と対策についてですが、これにつきましても関連がありますので、一括で答弁します。北海道新幹線並行在来線対策協議会では、昨年度実施した函館線、函館小樽間ですが、旅客流動調査、将来需要予測調査、収支予測調査を踏まえ、関係沿線自治体の幹事会において調査内容の精査等を行い、より地域の実情を踏まえた収支見込みとするための協議を行っているところであります。また、余市小樽間においては、個別に協議、検討を行っており、幹事会や個別協議の会議の開催内容については北海道のホームページでも公表されていますが、本町でも並行在来線の存続等に関する調査特別委員会に報告しているところです。今後幹事会や個別協議で行っている精査、検討結果をブロック会議に報告し、その後各沿線自治体において議会報告や住民説明など行い、地域交通の確保方策の方向性についてブロック会議に持ち寄ることになっています。

○11番（茅根英昭君） コロナウイルスの関連で全国の自治体や議会では様々な事案に対して動画配信、主に最近多いのは録画をして配信する。小樽なんかもこのやり方をしております。また、余市町でもライン等活用して住民の方々には瞬時にいろいろな様々なことをやっているのは私も承知

しております。ついこの間やりました北海道並行
在来線対策協議会の第9回の後志ブロックでも収
支の見直し、三セクの鉄道運行の検討、バス運行
の検討、あとまた今後の検討スケジュールとして
12月に課題を提案していくということは……

(何事か声あり)

まず、1つとして私は、このコロナウイルスで
各自治体がどんどん動画配信をすることは、やは
り家庭でも様々ないろいろな対策を聞ける、見れ
るということは非常に今後増えていく、または予
算の使い方の問題もあると思いますが、近郊の自
治体でもそうですが、北海道でも多くの自治体が
今後取り入れていくだろうと思います。私が思う
今後のスケジュール感の中で余市町、または全道
の中で、齊藤町長も以前いた天塩町の関係でも私
もインターネットを介して見ました。4年間を何
か残していかないといけないような内容もあっ
て、そういったことも含めてどのような内容、導
入に幾らかかったとか、そういった、御存じでし
たらお知らせください。

○町長(齊藤啓輔君) 質問をちょっとまとめさ
せていただきますけれども、動画配信、行政側に
関しては、先ほど答弁させていただきましたとお
り、オンラインで様々な会議をやっていますので、
様々な会議を動画で配信することは、さきの答弁
にもありますとおり、子育てですとか仕事で見れ
ない方の行政参加という、住民参加という観点か
らは非常に有意義だと思っていますし、そのよう
な流れで進んでいくというふうに思っています。
質問にあるまちづくり協議会でのユーチューブ配
信は、先ほど申し上げましたとおり、議会のユー
チューブ配信というふうにかかれてあります。価格
については天塩町の例だというふうに今認識しま
したけれども、私が聞いている限りでは動画編集
ソフトはパソコンに入っていますし、あとはカメ
ラ2台でやっているだけなので、無料で導入した
というふうに聞いていますが、詳細はそちらのほ

うに視察なりなんなり行ってみたらどうでしょ
うかという答弁になります、よろしく願いま
す。

○11番(茅根英昭君) これからこのコロナ関係
でも動画配信が自治体なり議会でもどんどんされ
るということも踏まえて、やはり限りある予算も
関係してくると思いますが、町長が先ほどソフト
もパソコンに入っていると。カメラも2台、無料
でやってきたということなのですが、余市もなる
べく早急にやるべきことだと思います。いろいろ
自治体、全国でも様々な自治体があるのは皆さん
も御存じだと思います。当然動画配信なんかも委
員会、小樽なんかもそうですけれども、録画をし
て、各常任委員会なども配信をしています。そう
いった配信をすることによって余市町のいろい
ろな様々なやっていることも町民の方々に伝えてい
きやすい、そういったことの配信の仕方もいいの
ではないかと思います。成人式も町でもやってお
り、私も成人式の録画、動画配信も今後は余市町
ならではの取組をして、余市町の定住にどんど
ん推進できるように余市のことは動画配信も通じて
私方の町の課題を瞬時に録画や動画で伝えると。
伝えることによって町民もより早く理解をし、行
政と、議会のこともそうですが、いろいろな事業
をやっていることを、先ほども言いましたが、住
民に配信を早めに促すということをしていくべき
だと思います。先ほど、小樽も録画配信している
ということもあって、この後志管内もだんだん町
村の中でもタブレットの導入したり、そういうと
ころも増えております。この動画配信における今
後の余市町の対策はオンラインシステム、対面方
式、子育てなどの場所においても主要なツールで
やっているということなのですが、これに関して
ライン等も組み込んでやっていることは分かるの
ですが、今後の町長の思いについて再度見解をお
願いします。

○町長(齊藤啓輔君) 11番、茅根議員の再度の

質問に答弁させていただきたいと思います。

行政と議会が混在しているので、切り分けて見させていただきますが、行政に関しては、先ほど申し上げましたとおり、様々な会議をもうオンラインで導入しています。既にやっている。まちづくり協議会の話でもありましたが、議会をユーチューブ配信してほしいというふうに提言が上がってきていますが、そこは私の管轄外になりますので、その点は議会の皆さんで議論して、決めていただきたいなというふうに思っています。ただ、まちづくり協議会で上がってきているので、そのうち情報が共有されると思います。

○11番（茅根英昭君） この件に関しまして最後になりますが、コロナ関連でもどうしても家の中からなかなか出れないことが増える、または外に出づらいつこの環境の変化もあり、様々な場面で町民の皆様の中でも、各議員さんがより聞いていると思われそうですが、やはりユーチューブ配信、動画配信が求められる時期にも早急に来ているのではないかと思います。今後自治体も議会もどんどんよりよい情報発信が求められる時代になっておりますので、私のほうからは早急になってほしいという願いも込めて、1つ目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2件目の並行在来線の課題と対策について、こちらのほうに行かせてもらいます。令和3年8月6日に第9回の後志ブロック会議が行われたという最近の資料を基に、その資料の中では収支予測の見直しや第三セクターになった場合の鉄道運行の検討、またはバス運行の検討について、今後の検討スケジュールについてというふうに会議を行っているというふうに聞いております。先ほど町長の答弁で北海道の並行在来線函館小樽間の調査内容、精査内容、または協議内容についても個別案件として北海道のホームページに載っているということでした。私もインターネットをずっと見ていて、この余市町だけはやはり立場の違い

を明確にしております。ニセコ町の町長も一生懸命頑張っているのはいただいているのですが、いかんせん周りの倶知安町さんはじめ様々な自治体さんとの関係もあるのでしょうか、トーン的にはなかなか低くなっております。並行在来線の特別委員会の中でも関係の課長をはじめ町長も含めて余市町の役所的にも一生懸命頑張っているのはみんな御存じのところだと思いますが、これからは全国の他地域の事例を見ながら、やはり例えば余市町を多頻度化、多駅化するのを図り、小樽余市間を残すのだという思い、この思いの中で未来予想図、手稲稲積公園辺りの駅の造り方、それをまねして、余市駅から蘭島駅までの間に例えばもう一つ駅舎を、低予算で簡素化できたら乗る人も増えて、利便性の向上にもなって、収支の増減にもなり得るかもしれないという予測もあるのではないかと。また、この問題は余市だけにとどまらず、仁木さんとか古平、積丹さん、赤井川さんも当然考えていただかないといけない。他町村の事例ですから、これは安易になかなか言いづらいつころもあります。これ仮に例えば、想像してみてください。仁木町さんからバス転換をして、余市からバスで小樽行く場合の便の本数と乗れる数の割合、コロナ禍でなかなかぎゅうぎゅう詰めには乗れない状態が続く可能性がある。このJRをとにかく余市まで残すと、この5か町村の近隣の通学、通勤の方々の利便性の向上を確保できると。個別協議になったそれまでの経過、質問的に長くて申し訳ないのですけれども、今までの前町長の苦渋の決断、また北海道に、道知事の、高橋はるみさんが知事だったときの余市に対する書面ですとか、余市が様々な今までの流れ、そういった思いを胸に今の町長、担当の部局は一生懸命やられていると思います。やはりそういったことに関して町長はどのように考えておられますか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ちょっと質問がまとまっていないので、よく分からないのですけれども、この余市から小樽を残すことについてというふうに答弁させていただきませんが、その点に関してはこれまでも何度も述べているとおり、バス転換か在来線全部残すかの2択だったものが余市から小樽間については乗降客数、密度が多いので、そこは個別にしましょうというふうに切り離しましたということです。他方で、残してくれとJRにただ単に言うだけではそれはお互いウィン・ウィンの関係にはならないから、残すに当たっては様々な手法を検討する必要がありますのではないですかということは私も言っていることでありまして、それは多頻度化ですとか多駅で収益上げた例もありますよねという一例とかも出したりしているわけです。いずれにしましても、今後、これも前回の会議で言われたことは12月頃まで各町の方針を持ち帰ってくださいということです。それまでには何らかの余市町としての方向性を持ち帰りたと思っていますけれども、前の委員会でも述べたとおり、余市小樽間は引き続き個別でいかせてもらいますよというのを持って帰るといようなことになるのではないかなというふうには思っています。いずれにしましても、私余市管轄、余市町長ですから、余市の利益を最も重視して考えているということで、余市小樽間については引き続き残していくような方策を考えながらやっていきたいというふうに思っています。

○11番（茅根英昭君） 分かりました。

最後に、今後の取組について、私も様々な会議の文書ですとかいろいろな全国の成功例、参考例を基に、住民がこういうことに関して危機感を持っていくとか機運を上げるとか、やっぱり余市になくなっては困るといような考え方、また大学の教授なんか様々ないろいろな部門の関係の講師がいますので、例えばそういう方を呼んで、余市町の未来予想図、駅に関しての動向、将来図、関

係委員会もありますし、そういった関係委員会と連携しながらそういったことを踏まえてより先々、より先を見据えたやり方をしていくべきではないかなと。テレビ報道もありますし、今年の12月までである一定の幹事会を経て方向性を見出すということもテレビでもやっておりましたので、今回の余市町における並行在来線の問題はこのエリア、余市だけではなく、ほかの町村、特に5か町村のやはり問題でもありますので、そういった、例えば率先して駅裏を造り、駅裏の駅舎できたとしたらどのぐらいかかるだとか、例えばですけれども、そういった想定図を議員が作り、町長と関係委員会などでも協議しながら、まちづくりの中で小学校、中学校、高校生などを巻き込んで、我が町の交通機関がどのように将来なっていくかを見据えて今後考えるべきではないかと思えます。最後に、答弁よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

この問題は私実際に会議に出ていますし、前線でももちろん議論に加わっているわけですが、先ほど来申し上げているとおり、どのようにしたら余市まで残すことができるのかを常にデータなり予測に基づいて分析しているということでもあります。

○議長（中井寿夫君） 茅根議員の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明14日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時08分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利